

障害者虐待防止法について

愛知県 障害福祉課
業務・調整グループ

障害者虐待事例への対応状況等

2022年度 障害者虐待事例への対応状況等調査結果

区分	養護者 による障害者虐待		障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待		合計	
	全国	愛知県	全国	愛知県	全国	愛知県
相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	<u>559件</u> [全国4位] (531件) [全国2位]	4,104件 (3,208件)	<u>360件</u> [全国2位] (291件) [全国3位]	12,754件 (10,545件)	919件 (822件)
虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	<u>160件</u> [全国2位] (169件) [全国2位]	956件 (699件)	<u>71件</u> [全国4位] (55件) [全国3位]	3,079件 (2,693件)	231件 (224件)

注1：（ ）内は2021年度実績

注2：使用者による障害者虐待を除く

0

本題に入る前に…

これって障害者虐待！？

- 行動障害のある障害者が、父親を叩いてきたため、痛みを教えるために、父親が障害者を叩き返した。
- 相談支援事業所の担当職員が、長年担当している障害者を週末一緒に過ごしたいと誘ったところ、拒否されなかったため、好意があると思い込みキスをした。
- 障害者のことを、子ども扱いするような呼称、（本人の意に反した）呼び捨てやあだ名等と呼ぶ。

これって障害者虐待！？

- 障害者に対して「買いたいならこれをしてからにしてください」等の交換条件を提示する。
- 繰り返し同じ話ばかりするからと、障害者から話しかけられても、ずっと無視をする。
- 制度理解をしておらず、障害者に対して最低賃金を払っていなかった。



障害者虐待防止法の 概要

障害者虐待防止法の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」 身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
養護者による障害者虐待 **障害者福祉施設従事者等による障害者虐待** **使用者による障害者虐待**
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の種類	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないように配慮した対応が必要です）。

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

<具体例>

- 平手打ちする、殴る、蹴る、つねる
- 無理やり食べ物を口の中に入れる
- やけどや痣のできる暴行 等々
- 反省のため、個室に閉じ込めて施錠する

※ 外傷の有無に関わらず、虐待となりうる。

放棄・放置

- 障害者を衰弱させるような著しい減食・長時間の放置
⇒ 食事、排泄、洗濯、入浴等の身辺の世話や介助をしない、必要な医療・福祉サービスを受けさせないこと等によって、障害者の身体・健康状態を悪化させる等、養護を著しく怠ること

- 養護者以外の同居人、施設の他の利用者、他の労働者による身体的、性的、心理的虐待の放置等養護すべき義務を怠る
⇒ 見て見ぬふりも虐待となりうる

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心的外傷を与える言動

＜具体例＞

馬鹿、アホなどの侮辱する言葉、怒鳴る、罵る、子ども扱い、意図的な無視、仲間外れにする、人格を貶めるような扱いをする、罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」と脅す等

※ 加害側の意図・見解等によらず、被害側の被害意識も問わない。

性的虐待

わいせつな行為をすること・させること

<具体例>

性交、性器へのキス、性的行為の強要、裸にする、わいせつな言葉や会話、わいせつな映像を見せる、裸の写真を撮る、キスする

- ※ 本人（障害者）が、表面上同意しているように見えても、本当に理解しているかどうか慎重な判断を要する
- ※ 身体障害の場合であっても、心理的に抵抗できないことがあることに注意

経済的虐待

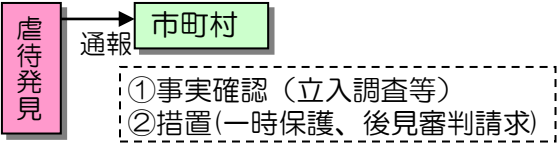
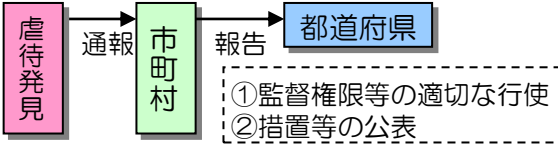
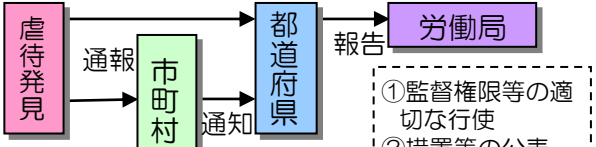
障害者の財産を不当に処分すること、その他
障害者から不当に財産上の利益を得ること
(障害者の親族を含む)

<具体例>

- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- お金を渡さない、使わせない
- 本人の同意なしに財産を施設等に寄付する

虐待防止のための施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務を規定、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

虐待防止のための施策

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「[市町村障害者虐待防止センター](#)」・「[都道府県障害者権利擁護センター](#)」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、[成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置](#)等を講ずる。



養護者による 障害者虐待

養護者による障害者虐待

第2条3項

「障害者を現に養護する者であって

障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者」

⇒ 食事・介助などの身の回りの世話をしたり、
障害者の金銭管理をするなど、障害者の生活に
必要な行為を提供したりサポートしたりする者

※親族等に限らない

※日常生活のすべてをとともにする、同居人に限らない

⇒ 近所の人、大家さん等も含まれる場合がある

養護者による障害者虐待への対応（市町村）

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) 市町村虐待防止センター（市町村等の障害者虐待対応窓口）受付（受付記録の作成）

（直ちに招集）

(2) 対応方針の協議 《コアメンバー》（通報等の内容を詳細に検討）

(3) 事実確認・訪問調査（安否確認） ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

(5) 立入調査（安否確認） ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度
利用開始の審判請求
※成年後見制度利用
支援事業

(8) 養護者への支援
・相談、指導、助言
・養護負担の軽減

(7) 障害者への支援
・相談、指導、助言

(6) 障害者の保護
・短期入所
・入院・施設入所
※やむを得ない
事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市
町
村

相談・通報及び届出の受付

虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り情報を聴取

- 虐待の状況
虐待の種類や程度、虐待の具体的な状況、虐待の経過、緊急性の有無 など
- 障害者の状況
障害者本人の氏名、居所、連絡先、心身の状況、意思表示能力 など
- 虐待者と家族の状況
虐待者の状況、虐待者と障害者の関係、その他の家族関係 など
- 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無
障害福祉サービス等の利用の有無、家族に関わりのある関係者の有無 など
- 通報者の情報
氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等 など

受付記録の記入後、担当部署責任者の確認を受け、受付台帳に編綴して適切に保管することが必要。

コアメンバーによる対応方針の協議

○ 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを組織的に判断。

コアメンバー

担当市町村職員及び担当部局管理職。委託先の担当職員を含む。
市町村担当部局管理職は必須。

○ 時間外の対応の体制整備

- ・ 休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制を整備。
- ・ 組織的判断や緊急対応などが適切に行える体制とすることも必要。
- ・ 関係する組織との連絡会議の開催など、連携に関する日常的な意見交換が重要。

○ 通報者への報告

- ・ 通報者には守秘義務がないため、通報者への報告は慎重に。

市町村による事実確認・訪問調査

- 事実確認の必要性
 - 市町村は、障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要がある（第9条）。
 - ※ 児童虐待防止法では、事実確認を48時間以内に実施することが目安。

- 事実確認で把握・確認すべき事項
 - ① 虐待の状況
 - 虐待の種類や程度、虐待の具体的な状況、虐待の経過
 - ② 障害者の状況
 - 安全確認・・・関係機関や関係者の協力のもと、面会その他の方法で確認。
 - 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録。
 - 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性。
 - 生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録。
 - ③ 障害者と家族の状況
 - 人間関係・・・障害者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
 - 養護者や同居人に関する情報
 - ④ 障害福祉サービス等の利用状況
 - ※ 所管の警察との情報交換が必要となる場合も。



障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター（市町村等の障害者虐待対応窓口）受付記録の作成

（直ちに招集）

緊急性の判断 《コアメンバー》（通報等の内容を詳細に検討）

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合（速やかに招集）

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市町村

都道府県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認（市町村と連携）

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

〔障害者自立支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表（毎年度）

通報等の受付

○ 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されている（第16条第1項）。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様。
また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができる（第16条第2項）。

○ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性。

いずれの場合も、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行う。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐ。

その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県（指定都市・中核市）と協力して行うことになるため、当該自治体にも速やかに連絡を入れる。

通報等の受付

- 通報等の受付時の対応
 - ・ 通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例・市町村や事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切な場合は適切な相談窓口につなぐ。
 - ・ 障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要。施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、
通者の立場の保護に特に配慮することが必要。

- 通報等による不利益取扱いの禁止
障害者虐待防止法では、
 - ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設 従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様。）
（第16条第3項）
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、
通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。
（第16条第4項）

市町村による事実確認

- 通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行う。
- 事実確認の調査は、通報等がなされた従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施。
- 丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める。
- 事実確認等は、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるもの。
- 協力が得られない場合などは、早期に都道府県へ報告し、都道府県と共同で事実確認を行うことも検討。

● 調査項目

ア 障害者本人への調査項目例

- ①虐待の状況 ②障害者の状況 ③障害福祉サービス等の利用状況
- ④障害者の生活状況 等

イ 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ①当該障害者に対するサービス提供状況 ②職員の勤務体制
- ③虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ④通報等の内容に係る事実確認、状況の説明 ⑤その他必要事項

● 調査を行う際の留意事項

- ①複数職員による訪問調査 ②医療職の立ち会い
- ③障害者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明
- ④障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

都道府県への報告

<報告事項>

- 施設等の名称・所在地・種別
- 虐待を受けた障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害の程度区分その他の心身の状況
- 虐待の種別、内容及び発生原因
- 虐待を行った従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 市町村が行った対応
- 施設等で改善措置がとられている場合にはその内容

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

〔障害者虐待防止措置〕

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

〔身体拘束適正化措置〕

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

身体拘束廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

- ① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

共同生活援助における支援の質の確保 (地域との連携)

○ 障害者部会報告書において、

- ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

との指摘があった。

○ これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

【地域との連携等】 【新設】

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

IV

使用者による 障害者虐待

使用者による障害者虐待

○法第2条5項

- ①障害者を雇用する事業主、
- ②事業の経営担当者、
- ③その他その事業の労働者に関する事項について
事業主のために行為をする者

- (例)
- ①法人、個人経営者等
 - ②法人の理事、会社の役員、支配人等
 - ③労働者についての実質的な指揮監督、
決定権限を有する者（所属の上司等）

使用者による障害者虐待への対応

使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

使用者による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター（市町村等の障害者虐待対応窓口）

（必要に応じ事実確認、訪問調査）

通知

都道府県障害者権利擁護センター

（必要に応じ事実確認、訪問調査）

報告

都道府県労働局（雇用環境・均等部）

公共職業安定所、労働基準監督署、雇用均等室、企画室等

虐待防止・障害者保護を図るため、障害者雇用促進法、労働基準法、雇用均等法、個別労働紛争解決促進法などの規程による権限の適切な行使

使用者による虐待の状況等の公表（毎年度）

市町村

都道府県

都道府県
労働局

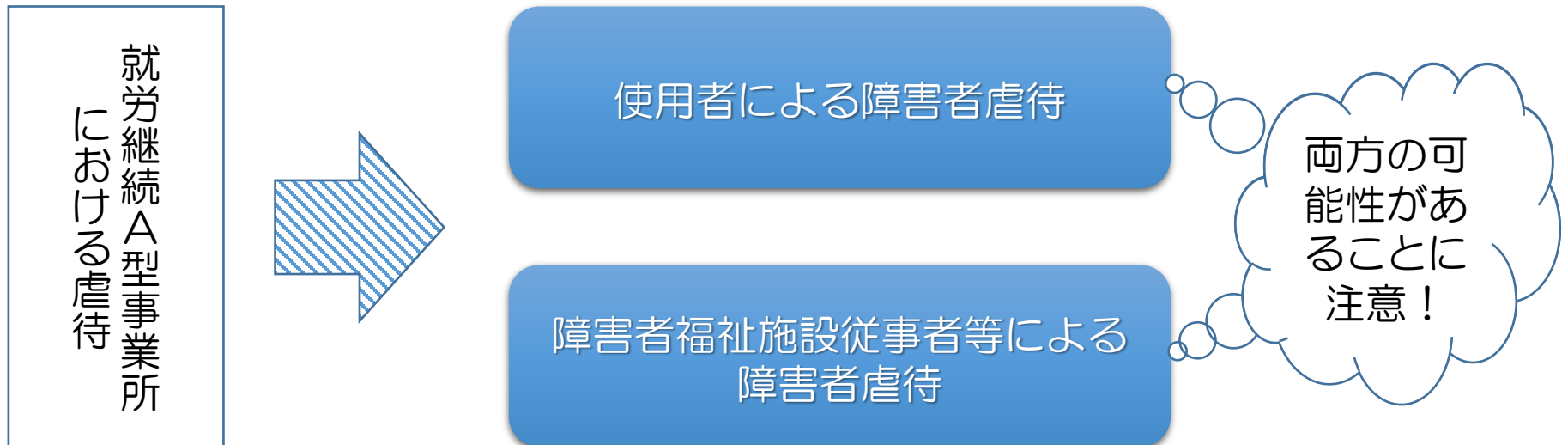
通報等の受付

● 通報等の対象

使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定（第22条第1項）。

使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができる（第22条第2項）。

就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当。市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要。



通報等の受付

● 市町村から都道府県への通知

- 市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知（第23条）
（「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し添付）
- 障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知。
- 悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を經由して都道府県労働局に報告し協力して対応。

● 都道府県から都道府県労働局への報告

- 都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部に報告（第24条）
- 都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局総務部企画室への報告に当たり、「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付。

都道府県労働局による対応

- 都道府県から報告を受けた都道府県労働局雇用環境・均等部は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署などの対応部署を決め対応。
- 対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供する。
- 情報提供を受けた都道府県は、障害者の居住地の市町村に情報提供する。
(障害者の住所が他県あるいは、不明な場合は事業所のある市町村。)

V

通報や事実確認時の
留意事項

通報や事実確認時の留意事項

- 例年、障害者虐待事案の対応状況等の調査結果によると、知的障害者の方が被虐待者となっている割合が最も高い。（全体の半数以上）
- 被虐待者からの通報や被虐待者への事実確認の際は、以下の面接手法に留意して対応されるとよいと思われる。
（知的障害に限らず、幅広く流用できる留意点だと思われる）。

1 ルールを説明する（通報者の保護等を含む）

2 こちらから情報を出さない（ようにする）

3 質問の仕方に配慮する

Point!

<参考資料等>

厚生労働省Webサイト

障害者虐待防止法 通知・関連資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00017.html

愛知県 障害福祉課Webサイト

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000044401.html>

愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修（2021年度～）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/gyakutaikensyu.html>

※ 事業所等向けの研修の様子を一部動画で公開しています。